

## 令和元年度 第3回 経営協議会 議事要録

日 時 令和元年11月20日(水) 15:40~17:00

場 所 事務局1号館2階会議室

(構 成 員) 益議長, 石田委員, 和泉委員, 井戸委員, 河村委員, 久間委員, 佐藤委員, 水本委員,  
渡辺委員, 藤野委員

(構成員以外) 榎並監事, 中村副学長, 井村副学長, 高田副学長, 桑田副学長, 屋井副学長,  
伊東副学長, 岡田副学長, 関係部課長・事務長

○ 令和元年度第2回経営協議会議事要録(案)の承認

○ 審議事項

1. 国立大学法人東京工業大学職員賃金規則等の一部改正について

佐藤理事・副学長から, 資料1に基づき, 任期付教員特別手当の廃止, 医師免許特別手当の名称変更, 特別業務手当の併給に係る文言整理, 復職時調整の運用の一部変更に伴い, 関係規則において所要の改正を行うことについて説明があり, 審議の結果, これを了承した。

2. 長期借入金の借入に係る学内規定の整備について

藤野理事・副学長から, 資料2に基づき, 長期借入金の借入に係る学内規定の整備について説明があり, 審議の結果, これを了承した。

○ 報告事項

1. 平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果(原案)について

佐藤理事・副学長から, 資料3に基づき, 国立大学法人評価委員会から「平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果(原案)」が提示されたことについて報告があった。

2. 指定国立大学法人構想の進捗状況報告について

佐藤理事・副学長から, 資料4に基づき, 指定国立大学法人構想の令和元年度進捗状況(中間報告)に係るトピックについて報告があった。

### 【主な意見等】

- ・国際広報の取組みについては, 留学生獲得や海外企業との産学連携などにおいても非常に重要なことだと思うので, 民間の広告企業や海外の広告専門会社・大学と連携して進めることを検討してはどうか。

3. 平成30事業年度における剰余金を目的積立金とすることについて

藤野理事・副学長から, 資料5に基づき, 平成30事業年度における剰余金を目的積立金とすることについて報告があった。

4. 資金の運用状況に関する報告について

藤野理事・副学長から、資料6-1から資料6-3に基づき、国立大学法人東京工業大学余  
裕金運用取扱細則第26条第3項の規定により、資金の運用状況について報告があった。

○ 意見交換事項

1. 2019年度人事院勧告等への対応方針について

佐藤理事・副学長から、資料7に基づき、2019年度人事院勧告等への対応方針について  
説明があった後、意見交換が行われた。

【主な意見等】

- ・他大学では、高額で海外の研究者を採用している例もあるので、ある程度フレキシブルに  
やっていかないといけないのではないかと。
- ・どういう人材を優遇するのかについて説明ができるようにした上で、全員一律の基準とせ  
ず、飛びぬけて優秀な人の給与を高く設定できるような制度設計が望ましい。
- ・月給制から年俸制に切り替える際には継続性に配慮したものとすることで良いが、その後  
は、年俸制のメリットを活かして評価に応じた制度とすべきではないかと。
- ・新しい給与体系は、与えられた条件に基づいて検討するのではなく、中長期的な視点で検  
討すべきではないかと。

○ 大学運営の諸問題について

1. 令和3年度（2021年度）東京工業大学入学者選抜について

水本理事・副学長から、令和3年度（2021年度）東京工業大学入学者選抜について、平  
成30年8月に基本方針を公表し、令和元年10月に詳細内容を公表していたが、令和11月  
1日付けの文部科学省の大学入試英語成績提供システム導入の見送りに関する決定を受け、本  
学の個別学力検査（一般選抜）における英語科目の配点及び出願資格について修正すること  
を決定し公表した旨説明があった。

○ その他

1. 次回開催について

学長から、今回は、令和2年1月30日（木）15:00から、事務局1号館2階会議室で  
開催する旨の案内があった。

以 上

資 料

1. 国立大学法人東京工業大学職員賃金規則等の一部改正について
2. 長期借入金の借入に係る学内規定の整備について
3. 指定国立大学法人東京工業大学の平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）
4. 指定国立大学法人構想の進捗状況報告について（中間報告）
5. 平成30事業年度における剰余金を目的積立金とすることについて

- 6-1. 資金の運用状況に関する報告について
- 6-2. (別添1)資金運用状況について (2019年4月～6月運用分)
- 6-3. (別添2)令和元年度資金運用方針に基づく運用計画について
- 7. 2019年度人事院勧告に準拠した対応方針について